

説明会におけるご提言、ご意見について

平成 21 年 11 月 5 日の第 19 回 P F I 推進委員会で当面のとりまとめを行った「P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）(案)」について、平成 21 年 12 月に全国 5 ヶ所（仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）で説明会を実施した。
説明会の場で頂いたご提言、ご意見は添付の通り。

開催場所、日時：東京会場　：平成 21 年 12 月 10 日（木）
大阪会場　：平成 21 年 12 月 14 日（月）
名古屋会場：平成 21 年 12 月 15 日（火）
福岡会場　：平成 21 年 12 月 17 日（木）
仙台会場　：平成 21 年 12 月 21 日（月）

意見数： 25 件

（内訳）

- ・「P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）(案)」への意見　19 件
 - うち全体に対する意見　　6 件
 - 個別条項に対する意見　13 件
- ・その他　　6 件

説明会におけるご提言、ご意見について

	職業	対象	条文	項	御意見
1	民間	標準契約	全般		標準契約書が世の中に出回った場合、地方自治体の職員が民間事業者からの問合せ等に対しても標準契約書に書いてあるからと何も考えずにそのまま悪用してしまう恐れがある。契約書については個別事業毎に作成すべき。
2	その他	標準契約	全般		PFI施設の場合、事業期間後にはボロボロになり、事業終了後継続して使えず再度建直しが必要となり、結果として従来型よりもかかってコストがかかってしまう場合も考えられる。そういった事態を防ぐために、施設の耐用性についても規定しておく必要があるのではないかと。
3	民間	標準契約	全般		所有権については課税にも関わるので明確にしたい。国の事業において、「BTO方式なので不動産取得税は非課税ということではないか」と質問しているが、いつも「課税対象と考えている」と回答されている。非課税となるようSPCは原始取得者である旨規定してほしい。
4	コンサルタント	標準契約	全般		この標準契約(案)では、設計、建設、維持管理・運営と縦割りになっている。PFIは一括発注であるため、あえて分ける必要はない。第三者委託や不可抗力の規定など、同様の規定はまとめるべき。
5	コンサルタント	標準契約	全般		民法上の債務不履行責任と、標準契約(案)での違約金との関係などといった民法や会計法等の既存法令との関係について整理すべき。
6	民間	標準契約	全般		業務要求水準の変更により費用が増額した場合に、増額分を一時払いで支払うべきか割賦払いに含めるべきか、示してほしい。
7	公共	標準契約	事業契約書		補助金対象の事業に関して、現状では事業費全額を契約書に記載しているが、事業費から補助金額を差し引いた実質的な負担額を記載したい。そういった記載が可能ないようにしてほしい。
8	公共	標準契約	1		業務要求水準書の定義が明確でない。整理すべき。
9	民間	標準契約	12	2	第12条第2項は、「必要があると認めるときは」ではなく、変更の要否を含めて必ず協議を行う旨の記載にしてほしい。
10	コンサルタント	標準契約	12	2	条件変更等により業務要求水準書の変更を行う要件は、「管理者等が必要であると認めるとき」という主観的な判断になっている。一方、公共工事標準請負契約約款における同様の規定では、「必要があると認められるとき」という客観的な判断になっている。公共工事標準請負契約約款と同様に記述すべき。
11	民間	標準契約	14		第13条第3項後段に対応する記載を第14条にも記載すべきではないか。
12	公共	標準契約	18	注2	(注2)に「モニタリング担当職員」とあるが、ここでいうモニタリング担当職員とはPFI施設の建設に関するモニタリング担当職員を指すのか、事業全体に関するモニタリング担当職員を指すのかが分かりづらい。
13	コンサルタント	標準契約	22		第22条の工事の中止に関して、第1項で通知して、第2項で義務を免れる、第3項では中止を求めるとあるが、第3項については設計時にも同様の規定は必要ではないのか。
14	公共	標準契約	42	1	条文中に「第三者の責任に帰すべき事由により施設に損害が生じたという場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は」とあるが、BTOの場合、損害請求の請求権は行政側にあるのではないかと。
15	民間	標準契約	47,48		第47条及び第48条のサービス対価の支払に関して、ユニタリーペイメントの場合について注意書きしているが、その場合、施設整備分と維持管理分を区別している不可抗力の規定と矛盾することになるのではないかと。
16	民間	標準契約	51		物価変動に基づくサービス対価の変動に関して、第51条に、いわゆる単品スライドの規定はあるが、全体スライドの規定は無い。是非とも入れて欲しい。
17	金融機関	標準契約	60	3	出来高部分にSPC設立費用や金融費用等が含まれるか不明なため、出来高の範囲がどこまでかを明記していただきたい。
18	民間	標準契約	66		第66条の遅延損害金に関する規定において、管理者等が請求する場合と選定事業者が請求する場合とで、率の根拠となる法律が異なるのは何故か。一般的に、国の債権の管理等に関する法律施行令によると8%~12%である一方、政府契約の支払遅延防止等に関する法律では3%程度と両者で大きな隔りがある。イコールフットINGをはかる意味でも同じにすべき。
19	その他	標準契約	72		直接協定が管理者の義務と規定されると、地方自治体等のPFI担当にとって厳しいのではないかと。せめて努力義務ぐらいにしてほしい。
20	コンサルタント	その他			建築基準法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律、警備業法等について、SPCが資格を保有すべきかどうか毎回所管省庁に問い合わせている。PFIと業法との関係について整理してほしい。
21	コンサルタント	その他			PFIのスキルがなく、なかなか新規参入できない。官から民へという流れなのであれば、民がスキルを身につける仕組みを考えてほしい。下水道については、フランス企業がマネジメント等のスキルを持っており、海外進出する際、海外企業に対抗することになるが、法律をまくしたてられ、それだけで萎縮してしまう。
22	その他	その他			PFIの場合、入札から落札、契約までに長期間にわたるため、その間に指名停止措置を受けた場合に参加資格を喪失されることになる。このことは、民間事業者にとってPFIに対する参加意欲の減少に繋がることから、是非とも指名停止措置の緩和をして欲しい。
23	公共	その他			事業方式の違いで公租公課がイコールフットINGになっていない。BOTの場合、現状2分の1減額規程があるが、免除になればBOTのいいところも検討出来るのではないかと。
24	その他	その他			現在の300件ちょっとという実施件数は余りにも少なすぎるのではないかと。国の施策として、数値目標を全面に打ち出すべき。
25	その他	その他			PFIの意義について十分に理解されていないと感じる。国としてPR不足ではないのか。